

岩手県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成25年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- （2） 都市計画を変更した土地の区域
 - ア 大船渡市大船渡町字茶屋前から日頃市町字沼川まで（別紙図面のとおりに。）
 - イ 大船渡市大船渡町字茶屋前から末崎町字細浦まで（別紙図面のとおりに。）
- （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター並びに大船渡市役所
- 2（1） 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- （2） 都市計画を変更した土地の区域
 - ア 陸前高田市気仙町字田の浜から米崎町字松峰まで（別紙図面のとおりに。）
 - イ 陸前高田市気仙町字三本松から竹駒町字相川まで（別紙図面のとおりに。）
- （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター並びに陸前高田市役所
- 3（1） 都市計画の種類 都市計画施設（公園）
- （2） 都市計画を変更した土地の区域 陸前高田市高田町字下宿、字中宿、字本宿、字曲松、字古川、気仙町字砂盛、字中堰、字土手影、字木場、字的場、字小淵、字川口及び米崎町字沼田（別紙図面のとおりに。）
- （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター並びに陸前高田市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。